

PRESS RELEASE

2010年6月17日(木)

報道関係者各位

株式会社Eストアー(証券コード:4304)

貸金業法改正で思わぬ余波

ネット通販を利用した不正現金授受の落とし穴

独自ドメインウェブショップの総合支援を提供する株式会社Eストアー(本社:東京都港区、代表取締役石村賢一)では、6月18日から施行される貸金業法改正が、ネット通販市場に与える不正現金授受などの新たな影響に注意を払っています。

本法律が施行されることにより、金融機関からの借入れが出来なくなる人が増加し、キャンセル代金という形や、キャッシュバックという形で、不正な現金の受け渡しが行われるなど、新たにネットショップを利用した方法でも、実質いわゆる貸金業が行われる可能性があることが見えてきました。

- ・クレジットカード決済で物品を購入しキャンセル代金という形で現金を工面
- ・販売金額に対して大幅なキャッシュバックを行い現金を工面

今後は当社を含めた、業界の工夫が必要となり、Eストアーでは、適法性と安全性を鑑みて既に慎重な対応を開始しています。

【株式会社Eストアーの概要】

- 社名:株式会社Eストアー
- 代表取締役:石村 賢一
- URL:<http://Estore.co.jp/>
- 所在地:東京都港区西新橋 1-10-2

【提供サービス】

- ショップサブ 月額 4,800円から
- ウェブショップ開店から集客支援まで、総合サポート。
- 決済代行サービスや携帯カート機能も標準装備。

本プレスリリースに関するお問い合わせは、下記までお願い申し上げます。

株式会社Eストアー

企業文化室 広報TEL:03-3595-2931 細野 mail: pr@Estore.co.jp